

## 第10 動力消防ポンプ設備

### 1 設置場所

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の直近で、かつ、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

### 2 性能

政令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年10月自治省令第24号）別表に規定する規格放水性能時における規格放水量とすること。

### 3 水源◆

水源は、政令第20条第4項の規定によるほか、次によること。

#### (1) 有効水源水量

ア 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから4.5m以内の水源を有効水量とすること。

イ 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。

#### (2) 有効水源水量の確保

投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として縦50cm以上・横100cm・深さ30cm以上とすること。

### 4 器具◆

(1) 吸管は、前3.(1)に定める水源を有効に使用できる長さのものを設けること。

(2) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。

### 5 消防活動体制◆

屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の代替として動力消防ポンプを設置するときは、内燃機関の操作取扱いに習熟した者を常駐させておく等、十分な消防活動が行える体制を確立すること。